

令和3年1月18日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和元年(ワ)第22767号 肖像権侵害損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和2年11月9日

判 決

5

原 告 菊守青年同盟志誠皇道社会長こと
牧 野 隆 志
同訴訟代理人弁護士 木 村 敢

10

被 告 合 同 会 社 東 風
同代表者代表社員 木 下 繁 貴

15

被 告 木 下 繁 貴
被告ら訴訟代理人弁護士 岩 井 信
同 韓 泰 英
同 原 田 學 植
同 奈 良 泰 明
同 小 畑 明 彦
同 前 原 一 輝

20

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第 1 請 求

25

- 1 被告らは、連帯して、原告に対し、300万円及びこれに対する令和元年1月23日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

- 2 被告らは、原告に対し、全国紙たる朝日新聞、読売新聞及び日本経済新聞の各朝刊の各社会面の下段に、別紙記載のと通りの謝罪記事をそれぞれ掲載せよ。

第2 事案の概要

5 本件は、原告が、被告合同会社東風（以下「被告東風」という。）が配給したり、宣伝活動に利用したりしたドキュメンタリー映画の本編、予告編及び宣伝用チラシにおいて、原告が所属する政治団体の活動に係る映像等が無断で撮影、使用されており、原告及びその所属団体の肖像権が侵害されたと主張して、被告東風及びその代表社員である被告木下繁貴に対し、共同不法行為に基づく損害賠償請求として、慰謝料300万円及びこれに対する訴状送達の日（令和元年11月23日）から支払済みまで平成29年法律第10 44号による改正前の民法所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求めるとともに、肖像権侵害による不法行為に対する被害回復処分として、原告の指定する新聞紙面への謝罪記事の掲載を求める事案である。

- 15 1 前提事実（争いのない事実及び後掲証拠等により容易に認められる事実。なお、枝番号を記載しない書証は全ての枝番号を含む。）

(1) 当事者等

ア 原告は、政治団体「菊守青年同盟」の会長代行の地位と、その傘下の政治団体「志誠皇道社」の会長の地位を兼務する者である（以下、20 これらの団体を併せて「原告所属団体」といい、菊守青年同盟及びその傘下団体を指して「原告所属団体ら」ということがある。）。（争いのない事実）

原告所属団体は、いずれも、総務大臣に対するその旨の届出がされた政治資金規正法所定の政治団体（同法3条1項、6条1項。以下、25 単に「政治団体」という。）である。（乙6、弁論の全趣旨）

イ 被告東風は、映画の企画、制作、配給、宣伝等を業とする合同会社であ

り、その代表社員は被告木下繁貴である。(弁論の全趣旨)

(2) 原告所属団体らの活動内容等

ア 原告所属団体らは、我が国を取り巻く領土問題、核ミサイル問題、拉致問題、従軍慰安婦問題、徴用工問題等の様々な時局問題に関する政治的主張を宣伝する政治活動を行っており、毎年2月11日の建国記念の日
5 (「建国をしのび、国を愛する心を養う。」国民の祝日に関する法律2条)には、「初代天皇が即位した紀元の始まりを祝う日」としての「紀元節統一行動」と称し、靖国神社の敷地内での隊列行進や市中における街宣車を用いた演説活動等を行っている。靖国神社の敷地内での隊列行進の際、原告所属団体らの者は統一された軍服様の制服を着用しており、日章旗や原告所属団体らの名称が記載された旗を掲げている者もいる。上記隊列行進の際に、靖国神社の本殿前において、一名が原告所属団体らを代表して奉納文(乙2の13・14)を読み上げている。上記の「紀元節統一行動」の様子
10 は、上記隊列行進を含め、菊守青年同盟のウェブサイトにおいて、自ら撮影した画像とともに掲載され、一般の閲覧者に公開されている。
15 (乙1, 2, 4, 弁論の全趣旨)

イ 原告所属団体らは、平成29年2月11日、「平成29年紀元節統一行動」を実施し、その一環として靖国神社の敷地内において上記アと同様の態様で隊列行進(以下「本件隊列行進」という。)を行った。本件隊列行進には原告も参加しており、その際の様子は、上記アと同様に、菊守青年同盟のウェブサイトに掲載され、一般の閲覧者に公開されている。(乙2の11, 弁論の全趣旨)

(3) 被告東風による映画の配給等

ア 映画の配給等

被告東風は、平成31年4月20日から、順次全国30か所の映画館において、「主戦場」とのタイトルの映画(乙5の1。以下「本件映画」と
25

いう。)を配給し、上映に供した。

本件映画は、日系アメリカ人のミキ・デザキが監督、脚本、撮影、編集及びナレーションを行い(以下、同人を「本件監督」という。)、ノーマン・プロダクションズが制作したものである。(乙5の1, 9, 弁論の全趣旨)本件監督により本件隊列行進の撮影がその正面ないし至近距離から行われたが、その際に原告ないし原告所属団体らから撮影の中止を求められることはなかった。(争いのない事実)

イ 本件映画の内容等

(ア) 本件映画は、従軍慰安婦問題に関する論争とその背景にある歴史認識の対立を描いたドキュメンタリー映画であり、本件監督によって「否定論者」などと呼称される者(慰安婦は売春婦であって性奴隷ではないなどという見解を持つ者を指す。)や「否定論者」に対して批判的な見解を持つ者らに対して行われたインタビュー映像を中心に構成されている。(乙5の1, 9, 弁論の全趣旨)

(イ) 本件映画は総時間が約2時間2分である。①乙第5号証の1の再生時間約1時間22分30秒から約1時間22分45秒までの部分においては本件隊列行進の全体像を正面から撮影した映像が、②約1時間22分45秒から約1時間22分49秒までの部分においては、本件隊列行進の足元を撮影した映像が、③約1時間22分49秒から約1時間23分5秒までの部分においては、本件隊列行進の全体像を正面やや左から、上記①の映像よりも少し隊列に近づいて撮影した映像が使用され、④約1時間57分54秒から約1時間57分56秒までの部分においては、上記②と同様、本件隊列行進の足元を撮影した映像が使用されており、上記①及び③の部分に、本件隊列行進に参加する原告が、先頭の旗手の右後方又は左後方に小さく映り込んでいる。

上記①ないし③の場面の冒頭では、上記映像に重ねて「YASUKU

NI SHRINE TOKYO, JAPAN」という文字が画面全体に表示され（画面下には「東京 靖国神社」とのテロップが表示されている。）、その後、同文字は消え、「否定論者」を批判する学者の発言場面（なお、音声は英語）に合わせて、「靖国史観と呼ばれる歴史観があります 日本帝国は決して過ちを犯さない 常に正しいという考え方は 戦争全てが自衛のためだったということになります ですから彼らは第二次世界大戦 太平洋戦争を侵略戦争だと見なしません 日本がアジアの人民を解放しただけだと捉えているのです」との日本語字幕が表示されている。（甲5, 8, 乙5の1, 9, 弁論の全趣旨）

10 (4) 本件映画の予告編による宣伝活動等

ア 宣伝活動

被告東風は、本件映画の配給に際して、その予告編（乙5の2。以下「本件予告編」という。）を作成して宣伝活動を行った。（乙5の2, 弁論の全趣旨）

15 イ 本件予告編の内容等

(ア) 本件予告編は本件映画の宣伝のために作成されたものであり、上記(3)イ(ア)同様、従軍慰安婦問題に関する2つの対立する見解の論者のインタビュー映像を中心に構成されている。（乙5の2, 弁論の全趣旨）

20 (イ) 本件予告編は、総時間が約2分であり、乙第5号証の2の再生時間約1分3秒から約1分8秒までの部分において、上記(3)イ(イ)の①と同様の、本件隊列行進の全体像を正面から撮影した映像が使用されている。同部分には本件隊列行進に参加する原告が映り込んでおり、本件監督により「否定論者」に位置付けられた者が「日本人は、ほとんどこんな問題はうそだろうと。あまり信じている人は、もういないと思うんですよね。そんなことないよねって。強制連行なんてやりっこないよねって。」などと述べる音声を重ねられている。（甲3の3, 乙5の2, 弁論の全趣

旨)

(5) チラシによる宣伝活動等

ア 宣伝活動

被告東風は、本件映画の配給に際して、本件映画の宣伝用チラシ（乙9。以下「本件チラシ」という。）を作成するなどして宣伝活動を行った。

（乙9，弁論の全趣旨）

イ 本件チラシの内容等

本件チラシは、B5サイズで両面カラーのものであり、その表面には、本件映画に登場する、本件監督からインタビューを受けた人物らの顔写真25枚が配置され、その下に本件映画のタイトル「主戦場」や監督、出演者の氏名等が記載されている。その裏面には、中心部に本件映画のテーマや問題提起に関する文章が記載され、その周囲にアメリカや韓国内に設置されている「平和の少女像」の写真や従軍慰安婦問題に関するデモの写真など複数枚が掲載されており、本件隊列行進の画像もそのうちの1枚として掲載されている。同画像は本件隊列行進の全体像を正面から撮影した縦約3.1センチメートル、横約7.3センチメートルのものであり、本件隊列行進に参加する原告がその中にごく小さく映り込んでおり、「YASUKUNI SHRINE TOKYO, JAPAN」という文字が重ねられている。（甲3の1・2，5，乙9，弁論の全趣旨）

（以下、本件映画、本件予告編及び本件チラシを併せて「本件映画等」といい、本件映画等で使用されている本件隊列行進の様子を撮影した上記(3)ないし(5)の映像及び画像を併せて「本件映像等」ということがある。）

2 争点

- (1) 肖像権侵害による不法行為の成否
- (2) 損害の発生及び額
- (3) 新聞への謝罪文掲載の要否

3 争点に関する当事者の主張

(1) 争点(1) (肖像権侵害による不法行為の成否) について

(原告の主張)

5 ア 被告らは、本件映画等において、原告及び原告所属団体の承諾を得ることなく、本件隊列行進の様子を撮影した上、本件映像等を不公正な態様で使用し、原告及び原告所属団体の肖像権を侵害した。

 イ 被告らは、本件映像等を撮影し、本件映画等に使用することについては原告による黙示の承諾があり、また、受忍限度の範囲内にあるなどと主張する。

10 しかしながら、本件隊列行進は、日本・韓国間の問題に関する原告所属団体の思想表明等とは何ら関係のない、建国記念の日を祝う純粋な定例行動である。それにも関わらず、被告らは、日本・韓国間の問題、とりわけ、従軍慰安婦問題や徴用工問題等について、被告らの主義主張を正当化させるために、特定の出演者の語りの場面において、原告及び原告所属団体の映像等を一方的に取り入れ、その語りを強調する効果として本件映像等を利用しており、本件隊列行進の状況に係る本件映像等が、原告及び原告所属団体が意図しない意味付けをもって利用されている。また、本件映画は
15 有料で上映されるものであって、営利性、商業性を有しており、本件予告編及び本件チラシは、その商業的成功のための宣伝に使われている。

20 このように、被告らは、本件映画等において、本件映像等を不公正な態様で無断使用しており、そのような撮影、使用につき原告及び原告所属団体の黙示的な承諾はない。また、被告らが引用する判例（後記平成17年判決）は本件とは事案を異にするからこれを引用して本件を論じる被告らの主張はそもそも失当であるが、同判例に照らしても、被告らが原告及び
25 原告所属団体に無断で、特定の見解に沿うような意味付けをもって、しかも営利目的で本件映像等を撮影、使用した行為は、原告らの受忍限度を超

えて肖像権を侵害するものである。

ウ したがって、被告らは、原告及び原告所属団体の承諾を受けることなく、本件隊列行進を撮影し、本件映像等を使用した本件映画等を上映したり、宣伝活動に利用したりしたことにつき、原告に対して肖像権侵害による不法行為責任を負う。

(被告らの主張)

本件においては、以下のとおり、そもそも肖像権侵害は成立し得ないし、これが肯定されたとしても、本件映像等の撮影、使用については原告ないし原告所属団体の黙示の承諾があり、また、その受忍限度の範囲内であるというべきであるから、本件映画等の上映等が違法となることはない。

ア 肖像権侵害が成立し得ないこと

本件映画では、原告の顔は画面にごく小さく、数秒程度映るものであり、本件チラシについても、原告の顔は1ミリメートル程度で、目、鼻、口、表情等の特徴は判別できない。したがって、本件映画等において、原告を容易に特定することはできず、そもそも肖像権侵害とはなり得ない。

また、原告は、原告所属団体の肖像権侵害も主張しているが、原告所属団体は肖像権の権利主体となり得ない。

イ 黙示の承諾について

本件映像等は、原告所属団体らによる「平成29年紀元節統一行動」の一場面である本件隊列行進の様子を撮影したものであるところ、原告所属団体らは、自らその際の画像等をそのウェブサイトに掲載している。

また、原告所属団体らは、本件隊列行進等の示威活動を積極的に行っており、その際の様子を第三者が撮影することをむしろ期待しているといえし、前提事実(2)アのような示威活動を行っているのであるから、本件隊列行進等の、公開された場における原告所属団体らの活動の様子が撮影され、その映像等が原告所属団体の主張に関連する論評の範囲内で使用しない

し公表されることについても当然に許容しているものというべきである。

そうすると、本件映画等における本件映像等の撮影、使用には、原告ないし原告所属団体の黙示の承諾があるから違法性がないというべきである。

ウ 受忍限度の範囲内であることについて

5 判例（最高裁判所平成17年11月10日第1小法廷判決・民集59巻
9号2428頁。以下「平成17年判決」という。）に照らすと、ある者
の容ぼう、姿態をその承諾なく撮影し、これを公表することが不法行為上
違法となるかどうかは、被撮影者の社会的地位、被撮影者の活動内容、撮
影の場所、撮影・公表の目的、撮影・公表の態様、撮影・公表の必要性等
10 を総合考慮して、被撮影者の肖像権侵害が社会生活上受忍の限度を超える
ものといえるかどうかを判断して決せられるべきである。本件においては、
上記の各要素について以下のとおりといえるから、本件映像等の撮影及び
本件映画等におけるその使用は原告の受忍限度の範囲内であるというべき
である。

15 (ア) 被撮影者の社会的地位

原告所属団体は、従軍慰安婦問題を含む様々な時局問題等に関して、
自らウェブサイト上で意見や示威行動等を公開し、広く社会に働きかけ、
発信する政治団体であるところ、政治団体の活動は国民の不断の監視と
批判の下で行われており、公的存在といえる。そして、原告は、原告所
20 属団体の会長ないし会長代行を務め、菊守青年同盟の政治資金規正法上
の会計責任者でもあり、政治団体による政治活動である本件隊列行進に
参加していたのであるから、公的存在又は公共の利害に係る人物である
といえる。

(イ) 被撮影者の活動内容、撮影の場所

25 本件隊列行進は、政治団体である菊守青年同盟が過去14年間毎年行
っている「紀元節統一行動」の一環であり、毎年2月11日に、同様の

軍服を着た原告所属団体らの者数十名が、街宣車を運転し、縦横4メートルほどの日章旗や団体旗を10本弱掲げ、市中を練り歩き、チラシを配り、拡声器で語りかけてきたものである。菊守青年同盟は、誰もが見ることのできる場所で、広く見てもらうことを期待し、上記のような示威活動を行ってきたのであって、菊守青年同盟の会長代行及び会計責任者を務める原告も、原告の活動を見た者が写真や映像を撮影し、公表することを当然想定していたといえる。実際、原告所属団体らは、その隊列行進の写真を、菊守青年同盟のウェブサイトに掲示し、広く公衆の閲覧に供している。

そして、活動の場所となった靖国神社は、戦犯を合祀して英霊として奉っており、歴代の首相や閣僚、政治家による訪問が常に報道の対象とされるなど、歴史認識に係る論争を誘発する象徴的な施設として公共の関心が寄せられてきた政治性の強い場所である。原告所属団体らが本件隊列行進を靖国神社で行ったのも、靖国神社を「日本の過去の正義と正当性を訴える歴史認識」を象徴する場として認識し、そのような場所で政治活動を行うことによって、公共の関心を得て、社会にアピールしようとしたものである。

本件映像等が撮影された場所は、広く一般人が出入りする公共の場所であり、本件隊列行進の際も、原告所属団体らと無関係な多くの一般人が原告の周りに集まっていた。また、本件隊列行進の様子は、一般人も自由に撮影していたが、本件監督を含め、本件隊列行進の様子を撮影する者に対し、原告が撮影の中止を求めることもなかった。

以上のとおり、原告の活動は、政治団体による政治的な場所における政治活動であり、社会的活動そのものといえる上、他人に知られたいという状況ではなく、撮影が予想される状況の下で、任意に公衆の前に姿を現したものであり、政治的な論評の対象となることを甘受すべき

立場にあるといえる。

(ウ) 撮影・公表の目的

本件映像等の撮影目的は、「靖国史観」と呼ばれる歴史観の一つの社会的事象の現れとして、政治団体である原告所属団体の本件隊列行進の映像をドキュメンタリー映画に使用するというものであり、報道目的（社会的事象の記録・伝達目的）に準じるものとして、社会的に是認できる目的である。

(エ) 撮影・公表の態様

本件監督が本件隊列行進を撮影した態様は、秘密裏に撮影したものでなければ、撮影中止を求められたのに強引に撮影を強行したというものでもない。また、あくまで本件隊列行進の全体を撮影したものであって、ことさら個人を特定する目的はなく、原告をアップにしたり、中心に配したり、原告を追って撮影したのもでもない。ナレーション等を含めて検討しても、本件映像等の使用態様は、原告に対する人身攻撃ないし団体攻撃に及ぶものではないし、原告所属団体の政治的主張に照らしても、意見ないし論評としての域を逸脱するようなものではない。

(オ) 撮影・公表の必要性

a 政治団体の政治活動は自己統治の観点から最大級の関心が寄せられるべき事柄であり、その撮影の必要性は大きいといえる。本件映画等においては、以下のとおり、その問題提起等のため、原告所属団体の政治的主張を象徴的に表す場面を撮影して使用しており、上記の必要性に沿った利用をしている。

b 本件映画での映像の使用について

本件映画は、従軍慰安婦問題とその背景にある歴史認識に関する論争を描いたドキュメンタリー映画であるため、必然的に慰安所が設置される背景となった我が国の植民地政策や過去の戦争に対する歴史

認識，その歴史認識から派生して生じる日米韓における社会的事象を
広く取り上げることになる。本件映画において，本件隊列行進を撮影
した映像は，学者により「靖国史観」と呼ばれている概念を表現する
ために使用されている。靖国神社は，我が国の過去の正義と正当性を
訴える歴史認識を象徴する政治的場所として機能しているところ，原
告らはそのような場所で軍服を着て，日章旗を掲げ，公然と本件隊列
行進を行っていたものであり，本件隊列行進は「靖国史観」を象徴的
に体现するものである。したがって，本件映画に本件映像等を使用す
る必要は極めて高かった。

c 本件予告編及び本件チラシについて

映画の予告編及び宣伝チラシは，限られた時間（約2分間）と紙
幅（B5サイズ）で，その映画で何が観られるかを観客に示すもので
あるから，本件映画の重要な箇所の本質的な部分を捉える映像又は画
像を入れることが重要となる。上記bのとおり，本件映画のテーマは，
従軍慰安婦問題とその背景にある歴史認識に関する論争であるから，
本件予告編及び本件チラシでは，歴史認識をめぐる様々な立場や社会
的事象を取り上げていることを示す必要がある。軍服を着た原告らが
靖国神社において日章旗を掲げて集団で本件隊列行進をするシーンは，
我が国の社会において「靖国史観」を体现し支持する勢力がいること
を象徴的に示す場面であり，本件映画が日米韓の歴史問題を描くもの
であってナショナリズムと「靖国史観」に触れていることを瞬時に示
すために必要なものである。

(2) 争点(2)（損害の発生及び額）について

(原告の主張)

原告は，被告らによる肖像権侵害により精神的苦痛を被ったところ，その
慰謝料は300万円を下らない。

(被告らの主張)

否認ないし争う。

(3) 争点(3) (新聞への謝罪記事掲載の要否) について

(原告の主張)

被告らは、原告の肖像権を侵害したものであるから、新聞へ別紙記載の内容の謝罪記事を掲載しなければならない。

(被告らの主張)

否認ないし争う。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1) (肖像権侵害による不法行為の成否) について

(1) 原告は、被告らが原告及び原告所属団体の承諾を得ずに本件隊列行進を撮影し、その映像及び画像を使用した本件映画等を上映したり、宣伝活動に利用したりしたことにより原告及び原告所属団体の肖像権を侵害した旨主張する。

そもそも、人は、みだりに自己の容ぼう、姿態を撮影されないということについて法律上保護されるべき人格的利益を有するものであるが、人の容ぼう、姿態の撮影が正当な取材行為等として許される場合もあるのであって、ある者の容ぼう、姿態をその承諾なく撮影することが不法行為法上違法となるかどうかは、被撮影者の社会的地位、撮影された被撮影者の活動内容、撮影の場所、撮影の目的、撮影の態様、撮影の必要性等を総合考慮して、被撮影者の上記人格的利益の侵害が社会生活上受忍の限度を超えるものといえるかどうかを判断して決すべきである。(平成17年判決参照)

また、人は、自己の容ぼう、姿態を撮影された映像や画像をみだりに公表されない人格的利益も有しているところ、その公表が不法行為法上違法となるかどうかについては、上記と同様に、公表される者の社会的地位や活動内

容、公表される場所、公表の目的、公表の態様、公表の必要性等を総合考慮して、公表される者の上記人格的利益の侵害が社会生活上受忍の限度を超えるものといえるかどうかを判断して決するのが相当である。

しかるところ、原告は、被告らによって原告のみならず原告所属団体の肖像権も侵害されたと主張しているが、上記のとおり、肖像権の内実は、人がみだりにその容ぼう、姿態を撮影されず、また公表されない人格的利益であって、その性質上、当該人格的利益を享有する主体は私的な外見を有する個人を前提とするものである。団体については、容ぼう、姿態というものを観念し得ないことから、当該人格的利益の享有主体と解することはできない。

したがって、原告の上記主張のうち、被告らによる原告所属団体の肖像権侵害に伴う不法行為を主張する部分は理由がない。

そこで、以下では、被告らが、本件隊列行進に参加していた原告を撮影し、その映像及び画像を使用した本件映画等を上映等したことにより原告の肖像に関する人格的利益が社会生活上受忍の限度を超えて侵害されたか否かについて、上記第2・1の前提事実に基づき検討することにする。

- (2) まず、本件監督が行った本件映像等の撮影（被告らと共同して行ったものと評価することができる。）について検討すると、原告は原告所属団体らが行った本件隊列行進に参加している際の容ぼう、姿態を撮影されたものであるところ、原告所属団体は平素から前提事実(2)アのとおり政治的活動を行っている政治団体であって、本件隊列行進は、原告所属団体らによって、広く一般に公開がされている靖国神社の敷地内において、その活動の一環として行われたものであり、その様子は、原告が会長代行に就いている菊守青年同盟のウェブサイトに掲載され、一般の閲覧者に公開されている。また、本件映像等の撮影は本件隊列行進の正面ないし至近距離から行われたが、その際に原告ないし原告所属団体らから撮影の中止を求められることはなかった。さらに、本件映像等の撮影は、ドキュメンタリー映画を制作する目的で行わ

れ、その態様は、本件隊列行進の全体の様子を撮影しようとして行われており、ことさらに原告の容ぼう、姿態に焦点を当てて撮影されたものではなく、その映像の一部に原告の容ぼう、姿態が映り込んでいるものである。

5 以上の事情を総合考慮すると、本件監督が本件隊列行進に参加していた原告を撮影した行為は、原告の容ぼう、姿態をみだりに撮影されない人格的利益を社会生活上受忍の限度を超えて侵害するものとはいえず、不法行為法上違法であると評価することはできない。

10 (3) 次に、被告らが、原告所属団体らによって行われた本件隊列行進に参加している際の原告の容ぼう、姿態を撮影した本件映像等が使用された本件映画等を配給などして、これを上映に供したり宣伝活動に利用したりした点について検討する。

15 政治資金規正法は、政治団体等により行われる政治活動につき国民の不断の監視と批判の下に行われるようにすることなどを目的としているところ、原告所属団体は同法所定の政治団体であるから（同法1条）、他の政治団体と同様に、その活動につき、国民による論評の対象とされることを甘受しなければならない社会的地位を有するものと認められる。原告は、原告所属団体の会長ないし会長代行の地位にあることからすると、原告所属団体のそのような政治活動を推進する中心的存在であるといえる。そして、本件隊列行進は、広く一般に公開がされている靖国神社の敷地内において、原告所属団体の活動の一環として行われたものであって、その様子は原告所属団体のウェブサイト
20 で公開されており、原告の私生活上の行為ではない。また、本件映像等は、本件隊列行進の全体の様子を撮影したものであって、ことさらに原告の容ぼう、姿態に焦点を当てて撮影されたものではなく、その映像の一部に原告の容ぼう、姿態が映り込んでいるものであるところ、その上映等は前提事実(3)イ(イ)、(4)イ(イ)、(5)イのとおり映像全体に比較してごく短い時間
25 （総時間が約2時間2分の本件映画の本編において本件隊列行進に係る映像

が使用されたのは合計して1分にも満たない。本件予告編では約5秒である。)又は紙面全体に比較してごく小さいサイズのものであって、一般の視聴者や閲覧者にとっては、本件映像等の中に原告が映っていることを容易に判別することはできないものと認められる(甲3, 5, 8, 乙5, 9)。さらに、本件映画は従軍慰安婦問題に関する論争とその背景にある歴史認識の対立を扱ったドキュメンタリー映画であって、一方の考え方の背景に靖国神社の歴史観が関係しているとの見解に立ち(前提事実(3)イ)、これを象徴的に表現するものとして靖国神社の敷地内において同神社と親和性を有する原告所属団体らによって行われた本件隊列行進の映像等を使用していることからすると、その使用目的は社会的に許容されない不相当なものではなく、原告所属団体らが従軍慰安婦問題に関する意見表明等のために本件隊列行進を行ったものではないこと(前提事実(2), 乙4の5)を考慮しても、本件映像等の使用につき、本件映画の制作目的との関連性や制作者にとっての必要性がないとまではいえない。

以上の事情を総合考慮すると、本件映像等が原告の承諾を得ることなく本件映画の配給、上映によって商業利用されたり、本件予告編や本件チラシにも使用されて本件映画の商業的成功のための宣伝活動に利用されたりした面があることその他本件映画等における本件映像等の使用態様が原告の意に沿わないものであることを踏まえても、被告らが本件映画等を上映等したことによって原告の映り込んだ本件映像等を公表した行為は、原告の容ぼう、姿態をみだりに公表されない人格的利益を社会生活上受忍の限度を超えて侵害するものとはいえず、不法行為法上違法であると評価することはできない。

(4) 以上によれば、被告らは、本件隊列行進に参加していた原告を撮影し、その映像及び画像を使用して本件映画等を上映等したことについて、原告に対する肖像権侵害を原因とする不法行為責任を負わない。

2 結論

よって、その余の点について判断するまでもなく、原告の被告らに対する請求はいずれも理由がないから、これらを棄却することとし、主文のとおり判決する。

5 東京地方裁判所民事第5部

裁判長裁判官

大嶋 洋志 

10

裁判官

齊藤 学 

15

裁判官

島崎 乃奈 

(別紙)

肖像権侵害についてのお詫び

当社は、いわゆる慰安婦問題に関するドキュメンタリー映画「主戦場」に関して、冒頭場面や宣伝用ディスク、宣伝用チラシにおいて、貴殿並びに貴殿の主宰する団体が靖国神社内において隊列行進するなどの場면을、貴殿並びに貴団体の同意、承諾なく、撮影された映画の映画館への配給による放映、ないしチラシなどを印刷して、使用させた事実を認め、今後二度とこのような肖像権侵害に及ぶ行為をなさないよう誓約し、お詫びします。

令和 年 月 日

映画「主戦場」配供会社

合同会社東風

代表社員(業務執行社員) 木下繁貴

菊守青年同盟志誠皇道社

会長 牧野隆志 殿

これは正本である。

令和3年1月18日

東京地方裁判所民事第5部

裁判所書記官 二木 理都子

